

高浜市公契約条例(案)に対する意見及び回答

1 パブリックコメント実施状況

(1) 意見の提出期間 令和5年1月6日(金)～1月20日(金)

(2) 意見件数 3件

(人数3名〔内訳：意見提出箱2名、直接0名、郵送0名、ファクス0名、Eメール1名〕)

(3) 意見対応 ①修正します(意見に基づいて、原案を修正したもの) : 0件
 ②原案どおりとします(意見を検討したが、原案どおりとしたもの) : 2件
 ③意見として承ります(原案の内容以外の意見を承ったもの) : 0件
 ④その他(感想やご質問など) : 1件

2 意見と意見に対する回答

番号	意見	回答(案)	対応(案)
1	公契約に係る労働者の申出や不利益な取扱い、是正措置等を履行する場合や入札参加資格停止の措置を講ずるとき等に、迅速・公正・適切に実施できるよう審議会を設置するよう提案致します。 公契約条例を適切に運用するため、公契約審議会の設置をする。 市長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に係る重要事項について調査審議するため、高浜市公契約審議会を置く。 なお、その他審議会の組織や審議会の会議等は、先例の審議会に準じて定める。	本市における公契約条例制定の目的は、公契約に係る基本理念、いわゆる方針を定める中で、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることによって、公契約の適正な履行の確保及び公契約に係る事業に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を図り、このことで市民の生活の向上や地域経済の健全な発展に寄与することです。 県内の状況を見ましても、多くの自治体は理念型ということで、公契約に係る基本方針を定めた条例ということになっております。審議会を設置している自治体は、賃金の下限条項を定めています。 まずは、条例にて基本方針を定めるとし、県内の状況等を勘案する中で、審議会の設置を検討していきたいと考えています。	③意見として承ります
2	警察署で調べていただいて分かった様に、国道419号線高浜ファミリーレストランガストから国道247号線に向かう道路が、橋ゲタが4個作って有りますが、道路として成立していない。透明性を確保するとともに不正行為の排除を徹底するこ	第3条の基本方針にて定めた不正行為の排除を徹底するようにしていきます。 ※追記 本案件は、本市の公契約条例の基本方針を定めたもので、国道419号線の複線化(4車線化)工事については、	③その他

	とに該当するものと思います。 国民の血税を無用にした行為は罰せられるべきです。	愛知県において、適切な工事手法を用いて事業推進されております。なお、現在、工事中であり、完成の暁には、この地区の渋滞対策に寄与する工事であります。	
3	第8条 適正な労働環境の整備とありますが、行政・事業者・労働者それぞれの立場を考えた具体的規定がありますか。 なければ、3 者で協議し評価基準を設ける必要があります。 第13条 是正措置 労働者が申出た時、市長等が措置を講ずるとありますが、利害関係者だと公正な判断は難しく、第3者を交えた協議委員会を設置し、協議・指導すべきと思います。	第8条については、受注者に対して適正な労働環境を整備しなければならない旨を規定しています。 労働者等は、賃金及び契約代金が支払われるべき日に支払われていない場合や支払われた賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合、市長等又は受注者等に申し出ることができます。 行政と事業者等で評価基準を設けることは、現状考えておりませんが、今後、県内の状況等を勘案する中で、基準等の設置を検討していきたいと考えています。 第13条については、市長等は第9条の労働環境の確認または第11条の申出による確認の結果、労働環境が整備されていないと認められるときは、対象受注者等に対し是正するよう指導することを規定しています。 指導を受けた受注者等は、速やかに是正措置を講ずるとともに講じた措置とその結果を市長等に報告しなければなりません。また、市長等は必要があると認めるときは措置報告の内容について説明を求めることができ、対象受注者等が、第9条の労働環境に係る報告をしないとき、市からの是正の指導に従わないとき、是正措置報告をしない、または虚偽の報告をしたときは入札参加資格停止措置の可能性があります。 協議委員会を設けることは、現状考えておりませんが、今後、県内の状況等を勘案する中で、設置を検討していきたいと考えています。	③意見として承ります